

## ロボット特区実証実験推進協議会 実験細則

(趣旨)

第1条 この細則は、ロボット特区実証実験推進協議会（以下「本協議会」という。）および会員が行う実験に関し必要な事項を定める。

(実験計画書)

第2条 ロボットの実験を行う者（以下、「実験実施者」という）が作成する実験計画書には、次の事項について記載するものとする。

- (1) 実験責任者
- (2) 実験担当者
- (3) 現場責任者
- (3) 実験の目的
- (4) 実験の内容
- (5) 実験を行うロボット
- (6) 実験の期間
- (7) 実験日時
- (8) 実験の場所
- (9) 保安要員
- (10) ロボットへの搭乗者
- (11) 実験で起こりうるリスク
- (12) 起こりうるリスクへの対策
- (13) 私有地等でのこれまでの実験実績
- (14) 緊急連絡体制
- (15) 機材等の置き場に関する事項

2 実験実施者は、実験を行う4週間前までに実験計画書を提出しなければならない。

3 実験実施者は、実験計画に変更があった場合には、速やかに協議会に計画変更の届け出を行うものとする。

(実験結果報告書)

第3条 実験実施者が作成する実験結果報告書には、次の事項について記載するものとする。

- (1) 実験目的の達成度合い
- (2) 実験を行ったロボット
- (3) 実験によって得た成果

- (4) 実験中に起こったヒヤリハット、不測の事態
- (5) ロボットに搭乗した者の意見等に関する事項
- (6) 実験を行った歩道周辺の歩行者等の反応等に関する事項

2 前項の(3)については、公道で実験したことによって得られた成果以外については、機密にすることができる。

(実験検証評価委員会の意見・評価)

第4条 実験実施者は、実験検証評価委員会の意見・評価を尊重して、実験を行わなくてはならない。

(実験の期間)

第5条 実験の期間は、最長6ヶ月単位で計画するものとする。

(実験の目的)

第6条 実験の目的は、ロボットおよびそれを活用した社会システムが、低炭素社会、少子高齢化、安全安心なまちづくり、社会インフラの維持・向上等、日本の社会的諸課題の解決の一助となりうるか、その可能性を検証することを実験の目的とする。

(実験の内容)

第7条 前条の目的達成に向けて、実験を行う者は、以下の項目のいずれかに関するデータ等を取得できるよう計画し実施することとする。

(1) 社会的有効性

- ①低炭素社会への貢献度
- ②少子高齢化社会におけるモビリティ向上効果
- ③市民生活の利便性、安全性の向上効果
- ④社会インフラ等の負荷軽減効果
- ⑤その他、社会に新たに付加価値をもたらす効果
- ⑥各号に関する効果の評価手法

(2) 社会受容性に関する事項

- ①歩行者、自転車等の通行者との親和性に関する事項
- ②歩道環境との親和性に関する事項

(3) ロボットや搭乗者に関しての実社会での成立性

- ①ロボットの安全性に関して、実社会での実験でなければ得られない事項
- ②搭乗者の安全性、利便性、または快適性等に関して、実社会での実験でなければ得られない事項

(公道実験のエリア)

第8条 公道実験を行うことができるエリアは、つくばモビリティロボット実験特区計画（構造改革特区計画）に記載されたエリアとする。

(実験実施に当たっての協議会の任務)

第9条 実験実施に当たって、協議会は主に以下の事項を行う。

- (1) 実験前の事前広報
- (2) 看板等の保安施設の設置（特定の実験でのみ必要とされる保安施設は除く）
- (3) 実験実施者が行う実験の後方支援
- (4) 協議会の会員に広く利益が及ぶような社会制度等に関する調査研究等

(公道実験実施に当たっての道路使用許可申請)

第10条 公道実験を実施するための道路使用許可申請は、協議会の会長であるつくば市長が行うものとする。

(規約ならびに細則の遵守)

第11条 実験実施者は、本協議会の規約ならびに細則を遵守しなくてはならない。

(道路使用許可条件等の遵守)

第12条 実験実施者は、警察庁交通局による通達『「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験」特区における道路使用許可の取扱いに関する基準（案）』における「搭乗型移動支援ロボットの構造等」、「許可条件」、「指導事項」、ならびに警察署長による「道路使用許可条件」、「指導事項」の内容を遵守しなくてはならない。

(実験結果の公開と共有)

第13条 実験実施者は、実験から得られた知見について、自社のマーケティング、設計・技術に関して機密にしなくてはならない事項を除き、協議会の趣旨ならびに日本のロボット産業全体の国際競争力強化の観点から、できる限り公開し、日本全体で共有することを精神として掲げるものとする。

附則

この細則は、規約の効力が発生した日から適用する。